

令和元年6月19日現在

機関番号：13101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K18206

研究課題名（和文）景観保全の視点から捉えたNIMBY施設に対する土地利用・景観規制の全国的実態

研究課題名（英文）Current Condition of Land Use and Townscape Regulations against NIMBY Facilities from the Standpoint of Townscape Conservation

研究代表者

松井 大輔 (Matsui, Daisuke)

新潟大学・自然科学系・助教

研究者番号：80709816

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究はパチンコ店や結婚式場を景観的NIMBYと定義し、紛争と規制の実態、計画的課題を明らかにした。結果は以下の通りである。1)パチンコ店に関しては宝塚や流山等、結婚式場に関しては新潟や名古屋等で紛争が発生していた。2)パチンコ店の立地規制を行う自主条例は近畿に集中していた。規制内容に市町村ごとの工夫を確認できた。3)結婚式場は、西洋風イメージを持つ外観要素の数や組合せが景観に影響を与えると考える。これを誘導する時、景観形成基準の調和という言葉だけでは不十分と指摘できる。4)土地利用と景観規制を一体的に考えること、自主条例と法的拘束力を持つ都市計画規制を組合せること等が計画的課題と考えられる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、景観保全の視点から発生する建築紛争の要因となり得るパチンコ店と結婚式場建築について、景観的NIMBY施設として規制の実態を明らかにした。今もなお、全国各地でこの種の建築紛争が発生しており、その予防手段としての土地利用規制・景観規制の全体像と計画的課題を明らかにしたことは、社会的に意義がある有用な成果だと考える。また、都市計画の視点からは土地利用規制と景観規制とが別領域として捉えられていることを指摘できる。これを総合的な視点から分析し、計画的課題を整理した点に本研究の学術的意義があると考えられる。

研究成果の概要（英文）：This study is aimed to clarify the current condition of neighborhood conflicts, land use and townscape regulations and planning tasks against the construction of pachinko parlors and wedding halls. The results are as follows; 1)There was neighborhood conflicts against the construction of a pachinko parlor in Nagareyama etc.. Likewise, there was neighborhood conflicts against the construction of a wedding hall in Nagoya etc.. 2)municipal ordinances to regulate of pachinko parlors were concentrated in Kinki. Each municipality contrived the contents of regulation. 3)Number and combination of appearance elements on wedding halls influence townscape. It can be pointed out that the word "harmony" written in the townscape control standards is not enough to regulate the construction of wedding halls designed with western image. 4)It's effective to combine land use and townscape regulations. In addition, it's important to apply legally binding planning regulations together with the ordinance.

研究分野：都市計画、景観計画、まちづくり

キーワード：景観計画 土地利用規制 NIMBY施設 パチンコ店 結婚式場 景観紛争 オーセンティシティ 外観意匠

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

NIMBY (Not In My Back Yard) は「社会的な必要性は認めるものの、環境被害などの影響が懸念されるため、自身の居住地には建ててほしくない」という住民たちの主張や態度を意味する。これまで、NIMBY の対象となる施設としては、衛生面から清掃工場や下水処理場、発電所、風紀・治安面で風俗店や刑務所などが位置付けられてきた。近年では、騒音などが要因となって幼稚園や保育園が NIMBY 施設として捉えられることもあり、話題となっている。これら NIMBY 施設の建設においては合意形成に多くの時間を要するため、都市計画分野においても合意形成手法に関する研究が蓄積されてきた。

本研究は、上記の NIMBY 施設を景観という側面にまで広げて考えることに試みたものである。つまり、「社会的な必要性は認めるものの、景観阻害などの影響が懸念されるため、景観保全に取り組んでいる地区内あるいは地区周辺には建ててほしくない」と、住民たちが主張し得る施設を「景観的 NIMBY 施設」と定義した。例えば、周囲とは逸脱した規模の高層マンションや派手な外観デザインを有するパチンコ店、西洋風という固定されたイメージが用いられる結婚式場建築などが、本研究が想定する景観的 NIMBY 施設である。実際、景観的 NIMBY 施設の建設を起因とする建築紛争・景観紛争は、すでに全国各地で発生している。高層マンションに関わる紛争としては国立市の事例が著名である。また、パチンコ店に関しては宝塚市や国分寺市など、結婚式場に関しては新潟市や横浜市における紛争事例が存在する。

先行研究には、高層マンションを要因とする建築紛争の合意形成や計画的課題に関する研究が多数存在するが、パチンコ店や結婚式場の建設に対する都市計画的な規制に関する研究はほとんど行われていない。上述のように、全国各地において景観的 NIMBY 施設を要因とした建築紛争が発生している状況を踏まえると、都市計画的な視点から景観や土地利用の規制・誘導を含めた予防・対応策を検討することが喫緊の課題だと考えられる。

2. 研究の目的

本研究は、以上のような背景を踏まえて、以下の目的を設定した。

- (1) 景観的 NIMBY 施設の建設が要因となった、建築紛争の事例を整理する。
- (2) 上記の建築紛争の事例における合意形成過程について、まちづくりや住民運動のプロセスに焦点を当てて整理する。
- (3) 景観的 NIMBY 施設に対する都市計画的な土地利用規制の実態を明らかにする。
- (4) 景観的 NIMBY 施設に対する都市計画的な景観規制の実態を明らかにする。
- (5) 目的(1)から(4)で得られた知見から、景観的 NIMBY 施設による建築紛争の予防・対応策に関する計画的課題を抽出する。
- (6) 必要に応じて、景観的 NIMBY 施設の外観的な意匠の特性やその変遷について、建築紛争の要因となり得る建築的問題の整理という視点から明らかにする。

3. 研究の方法

本研究では、景観的 NIMBY 施設の中で、先行研究が少ないパチンコ店と結婚式場を研究対象とした。目的(1)(2)については、文献やインターネット検索によって事例を抽出し、複数の事例について関係者へのヒアリングを実施して詳細な経緯を明らかにした。目的(3)(4)については、パチンコ店と結婚式場とでは規制実態が異なるため、それぞれに分けて調査・分析を行うこととした。まず、パチンコ店に関しては風適法、市区町村による自主条例、地区計画、特別用途地区と特定用途制限地域など、パチンコ店の新規建設を規制する制度の実態と課題を、自治体へのヒアリングなどを通して明らかにした。次に、結婚式場については、パチンコ店のような明確な土地利用規制は実施されていなかったことから、目的(6)に関連して結婚式場の外観意匠の現状を把握することを優先し、その結果と景観計画等における景観形成基準との関係性を講じることで、規制の実態と課題を把握することに試みた。これらを踏まえて、総合的に目的(5)の計画的課題を整理する。

4. 研究成果

- (1) 景観的 NIMBY 施設を対象とした建築紛争の実態 (目的(1)(2)関連)

パチンコ店の立地に関わる建築紛争

パチンコ店の立地に関わる建築紛争としては、国分寺・宝塚・西脇・流山などの事例を抽出した。国分寺市では、2006年頃に国分寺駅前においてパチンコ店の出店計画が浮上したが、これに対して行政がパチンコ店出店予定地の隣に図書館を新設し、パチンコ店の新規建設を阻止しようとしたとされる。その後、事業者と行政の間の訴訟へと発展した。同様に、宝塚市の事例もパチンコ店の新規出店をめぐる紛争が裁判にまで発展した事例である。宝塚市の場合、自主条例によるパチンコ店の立地規制を行なっている地域において新規出店の計画が立ち上がり、行政が工事続行禁止を求めて裁判を起こした。これは認められたものの、自主条例は風適法施行令6条に違反するものという判決が下された。その後も宝塚市ではパチンコ店の出店をめぐる反対運動が発生しており、行政はこれを特別用途地区等の指定によって対処しようとした経緯がある。西脇市でも、パチンコ店の出店に対して住民による建設中止を求める署名運動が展開されている。行政も自主条例に基づく不同意を実施したが、パチンコ店の出店は進められた。宝塚市の裁判事例の影響もあり、不同意通知以上の対応ができなかったとされる。一方、

流山市では、つくばエクスプレス流山おおたかの森駅から約 300m の地点で、パチンコ店の新規出店の計画が立ち上がった。流山市にはパチンコ店の立地を規制する自主条例はなく、千葉県風適法委任条例においても当該地区は規制範囲外であったため、法的な規制は不可能であった。これに対して、市民運動や議会を巻き込んだ議論が展開され、最終的には事業者が出店計画を取り下げることで事態は収束した。その後、行政は風適法において規制される施設の建築を認めないという基準を、当該地区の地区計画に盛り込んだ。以上、4 都市におけるパチンコ店をめぐる建築紛争の経緯からは、新規出店の計画が立ち上がる前段階で規制を設けることの重要性や、地区計画等の法的拘束力を有する規制を設けておくことの必要性を見出すことができる。

結婚式場建築の立地に関わる建築紛争

結婚式場建築の立地に関わる建築紛争としては、新潟・横浜・名古屋の 3 都市における事例を抽出した。新潟市では、市内中心部にある萬代橋が重要文化財に指定されるのと同時期に、その付近において計画されたチャペル付きの邸宅風結婚式場が建築紛争の要因となった。これに対して、新潟市内で景観保全に取り組む複数の市民団体が協力して、周辺環境に配慮してほしい旨の要望書を提出した。横浜市では、みなとみらい 21 新港地区において結婚式場の建設計画が浮上し、建築やまちづくりの専門家から反対の意見が寄せられたのが特徴である。市民やマスコミを巻き込んだ論争が展開したが、最終的に当該建物は建設された。最後に、名古屋市では、東区の白壁・主税・榑木都市景観形成地区において和洋の様式が混在したデザインの結婚式場建築が計画され、地元住民などから反発が起きた。しかし、最終的に当該建物は建築された。景観規制において高さや色彩など数値化できる景観形成基準以外、特に意匠については変更を求めにくい現状が明らかになった。3 都市における結婚式場建築をめぐる建築紛争は、ともに景観重点地区の内部や重要文化財の近辺で発生している。以上より、景観を保全していく地区とその周辺においては、結婚式場が景観的 NIMBY 施設になる可能性を指摘できる。このような建築に対して、意匠の面から規制を加える具体的な手法が必要と考えられる。

(2) パチンコ店の立地規制の現状と課題（目的(3)(4)関連）

パチンコ店の立地規制の全国的実態

先行研究には、阪神間の 8 自治体を対象とした自主条例の制限内容と運用実態に関わる研究があった。本研究では、これを踏まえて自主条例によるパチンコ店の立地規制の全国実態を明らかにすることと、特別用途地区等の法的拘束力を有する規制手法と自主条例による規制との関係性を明らかにすることを試みた。

まず、自主条例によるパチンコ店の立地規制の全国実態について、パチンコ店の新規出店の可能性が比較的高いと考えられる政令指定都市、中核市、特別区 90 自治体（2016 年調査当時）を対象として調査を行なった。その結果、パチンコ店の立地規制に関わる自主条例は、近畿地方に集中している実態が明らかになった。そこで、近畿地方の特に京阪神都市圏に位置する 141 自治体（2016 年調査当時）を対象として、再度、パチンコ店の立地規制に関わる自主条例の制定状況を調査した。その結果、奈良県で 9 自治体、大阪府で 10 自治体、兵庫県で 10 自治体の制定都市を確認できた。

パチンコ店の立地規制の内容

次に条例の内容について整理する。まず、パチンコ店の立地規制に関わる条例には都道府県が定める風適法委任条例と、これとは別に各自治体が定める自主条例の 2 種類があり、その枠組は類似している。つまり、特定の用途地域内におけるパチンコ店の立地を規制する手法と、教育施設や福祉施設といった特定施設の周囲における立地を規制する手法との組み合わせが一般的である。

都道府県による委任条例の規制内容は、多くの都道府県で全ての住居系用途地域を対象とし、特定施設の種類および規制対象となる範囲の距離数も各都道府県で類似したものになっている。これに対して、自主条例の規制内容は近隣商業地域や工業地域、準工業地域といった用途地域にまで規制対象を拡大している自治体がある。なお、行政区域全域を規制対象としている自治体は田原本町、広陵町、葛城市の 3 自治体であった。さらに、特定施設の周辺における立地規制についても、自主条例には自治体による工夫が見られる。委任条例で特定施設として扱われる教育・生活環境の保護に関連する施設に加えて、景観保全や都市イメージの創出を目的とした視点から対象施設が加えられている。例えば、文化財の周辺や駅のプラットフォーム周辺を規制の対象に加える自治体が見られた。また、規制範囲についても、特定施設を中心として、その周囲 20～500m という幅広い数値設定がなされており、施設に応じた使い分けが見られた。委任条例における特定施設の周囲の数値設定と比較すると、一部の自治体ではそれよりも広い範囲を自主条例で規制するなど、規制強化が図られていることを読み取ることができた。

パチンコ店の立地規制に関わる自主条例の課題とその対応

上記の分析から、市区町村のレベルで設定される自主条例では住環境だけでなく、景観保全の視点からも工夫が施されていることがわかった。しかし、その一方で(1)- において述べたように、自主条例は法的拘束力が伴わないことから、宝塚市や西脇市などでは行政と開発事業

者の間での訴訟が発生していた。そこで、ここからは自主条例を策定・運用している自治体において、法的拘束力を有する都市計画規制である地区計画・特別用途地区・特定用途制限地域の制度を用いて、どのようにパチンコ店の立地が規制されているか、自主条例との関係性に着目しながら明らかにしていくことに試みた。なお、この調査の対象は京阪神都市圏におけるパチンコ店の立地規制に関する自主条例を有する 29 自治体としたが、特定用途制限地域については、これらの自治体における運用実績がなかったことから、分析は地区計画と特別用途地区に限定した。

京阪神都市圏で自主条例を定める 29 自治体のうち、26 自治体が地区計画や特別用途地区を使ってパチンコ店の立地を規制していた。自主条例による規制対象との関係性に注目すると完全重複型、一部重複型、乖離型の 3 種類に分類できた。完全重複型と一部重複型は自主条例と地区計画・特別用途地区の規制範囲を重複させることで法的拘束力を担保している。一方、一部重複型と乖離型は、自主条例の規制範囲外に地区計画・特別用途地区を指定しており、パチンコ店の立地規制の範囲を拡大させたと捉えることができる。

26 自治体のうち、自主条例と地区計画・特別用途地区との違いを意識した上で、両者を併存させていたのは大和郡山市、芦屋市、宝塚市の 3 自治体のみであったことがヒアリングより明らかになった。この 3 自治体では地区計画が策定されており、パチンコ店の新規開発による周辺環境の変化への懸念から策定に至っていた。いずれも自主条例の内容を考慮して地区計画の基準設定をしており、すでに自主条例による規制が存在することを住民説明の際の説明根拠としていた。また、宝塚市ではパチンコ店の新規出店計画が立ち上がったことを契機に特別用途地区の指定も選択されている。以上より、これら 3 自治体では自主条例を抑止力と捉え、不足する法的拘束力を地区計画と特別用途地区によって担保している枠組を推察できる。

(3) 結婚式場建築の外観デザインの実態と誘導における課題（目的(3)(4)(6)関連）

結婚式場については、まず、建築紛争の要因となり得る外観意匠について全国の実態を把握し、その後、景観保全の取り組みにおける景観形成基準等の内容との照合を行って、計画的課題を抽出した。

結婚式場建築の外観デザインの実態

まず、本研究では結婚情報誌「ゼクシィ」を用いて、沖縄県を除く 46 都道府県の結婚式場建築 1346 件を抽出し、外観意匠の分類を行った。沖縄県を除いたのは、ゼクシィが発行されていなかったためである。建築形態は複数の建物で構成されるタイプが 159 件、単体の建物で構成されるタイプが 1187 件だった。複数タイプのうち 125 件が西洋風のイメージを外観に纏ったイメージ先行型結婚式場建築だった。一方、単体タイプはさらに低層 363 件、中層 420 件、高層 404 件に分類できる。単体タイプのうち、イメージ先行型結婚式場建築に該当する建物は 371 件であり、このうち低層は 125 件、中層は 200 件、高層は 46 件だった。以上より、複数タイプと単体タイプ×中層の建築形態において、イメージ先行型結婚式場建築が多いという実態が明らかになった。

次に、外観意匠における西洋風イメージの模倣と引用の現状を把握する。建築様式の西洋風イメージは神殿建築、教会建築、世俗建築という三つ建築様式に由来すると整理し、それぞれの建築様式に用いられる意匠的要素が、結婚式場建築においてどのように使われているかを明らかにした。なお、模倣とは従来のデザインに近い形で貼り付けている状態、引用とはデザインの特徴を咀嚼して現代的デザインとしてアレンジしている状態と定義し、使用している。

分析の結果、神殿、教会、世俗建築のうち「どれか一つの建築様式の外観要素を用いている」または「どれか一つの建築様式の外観要素が大半を占めている」ものを単一タイプとし、360 件確認した。また、「2 種類以上の建築様式の外観要素が用いられている」ものを混成タイプとし、125 件確認した。模倣と引用の違いで見ると、単一タイプの模倣は 303 件、混成タイプの模倣は 118 件となり、混成タイプのほとんどが模倣に該当した。つまり、神殿建築に使われる列柱と教会建築に使われるドームが、一つの建築物で使われるといった状態であり、この mismatches がイメージ先行型結婚式場建築のオーセンティシティ的な違和感に繋がると考えられる。次に、それぞれの建築様式の外観要素の使用状況を整理すると、神殿 68 件、教会 144 件、世俗 144 件、神殿×教会 13 件、神殿×世俗 37 件、教会×世俗 75 件という結果になった。世俗建築と教会建築の外観要素を用いている事例が同数で最多となった。

結婚式場建築の外観デザインと景観形成基準の関係

先に述べた単一タイプと混成タイプにおいて、西洋風イメージが建物の外観に影響を及ぼす状況を整理すると以下の通りとなる。

まず、単一タイプについては、意匠として西洋風イメージの外観要素を多く取り込んでいる事例に、模倣が多く見られる傾向がある。つまり、西洋風イメージの外観要素の数が多ければ多いほどに、イメージ先行型結婚式場建築の外観における模倣の色合いが強くなっていくと考えられよう。したがって、外観要素の数を抑えることができれば、イメージ先行型結婚式場建築が周辺地域の景観に与える影響を小さくできると考えられる。この点が景観形成基準との関係を見るにあたって、重要な視点と言える。一方で、混成タイプでは、外観要素の数の違いによる模倣と引用の傾向の変化は見られなかった。これは、混成タイプにおいて外観要素の数は

あまり重要ではないことを指し示すと考える。つまり、外観要素の数よりも外観要素の組み合わせの違和感によって、イメージ先行型結婚式場建築の外観が模倣の色を濃くすると考えられる。したがって、このタイプに対しては意匠の組み合わせに言及することが、景観形成基準において重要と言える。

最後に、景観規制における景観形成基準との関係について考察する。本研究で取り扱ったイメージ先行型結婚式場建築のうち、自治体が定める景観計画の特別区域に指定されている地区内に位置するものは47件であった。さらに、特別区域の境界線から外側200m以内の範囲をバッファゾーンと設定すると、その範囲内にも18件が位置していた。景観保全が行われている地域付近においてもイメージ先行型結婚式場建築が建てられている実態、つまり現状の景観形成基準では十分に対応できていない実態が明らかになった。なお、区域内にイメージ先行型結婚式場建築が位置する特別区域を、地区の景観形成方針ごとに分類すると、都市景観系が27件、歴史的景観系が10件、自然環境系が10件であった。さらに、西洋風イメージという外観意匠が、特に大きな影響を与えると考えられる歴史的景観系に着目すると、日本の伝統的建築物が立ち並ぶ地区と、西洋文化が流入して洋館などが建ち並ぶ地区に大きく分けることができる。前者で4件、後者で6件のイメージ先行型結婚式場建築を確認できた。特に、後者の地区においては、地区内の歴史的建造物の西洋的な建築要素を用いた結婚式場建築も見られ、景観形成基準によく用いられる「調和」という単語について、今後、再考する余地があると考えられる。

(4) 景観的 NIMBY 施設の立地に関する計画的課題 (目的(5)関連)

パチンコ店と結婚式場建築の分析から見てきたこと

パチンコ店の立地規制と結婚式場建築に対する景観規制の現状分析から見てきたことを整理する。

第一に、パチンコ店の立地規制に関しては、土地利用や景観保全のイメージに合わせて、立地規制を行う用途地域や特定施設の追加や新設を行うことが有効と考えられる。この時、従来の風適法に由来する特定施設だけではなく、景観保全の視点から追加(例えば、重要文化財周辺や駅のプラットフォーム周辺)された施設が存在することに留意すべきである。

第二に、先述の規制の追加は、あくまでも自主条例の枠組内の話であり、法的拘束力を有する手法との組み合わせを戦略的に行うことが考えられる。現状としては、意識的に両者を用いている事例は少なく、各自治体で見直していくことが有効だと考えられる。この時の考え方としては、広い範囲で法的拘束力が緩やかな自主条例による立地規制を用い、狭い範囲に法的拘束力が強い地区計画や特別用途地区等を用いるという組み合わせである。自主条例は、宝塚市や西脇市の事例を見ると、十分に規制としての実行力が伴わないケースが生じるかもしれないが、それでもコンプライアンスの視点からは有効であろう。後者は、合意形成等に時間や手間がかかるため、広範囲での指定は困難と考えられる。ただし、住環境や景観保全の視点から特に重要な地区に対して限定的に指定を行うことで、景観的 NIMBY 施設による都市のイメージの悪化を避けることができると考えられる。

第三に、結婚式場の景観規制に関しては、景観形成基準によく用いられる「調和」という言葉の進化が必要と考える。例えば、「安易な模倣は避ける」や「西洋風のイメージを用いることは避ける」など、周囲との調和という言葉が指す対象を具体的に示すことが有効と考えられる。また、これを的確に指摘、指導できるアドバイザー制度や、住民・専門家との事前協議の制度も合わせて講じることが肝要と言えよう。

風適法と類似した規制手法の対象拡大

風適法は、主に風俗営業に伴う住環境の悪化を防ぐために規制をかけるものであり、パチンコ店のほかに遊技場、バー、キャバレー、待合などが対象となる。パチンコ店も風適法の対象であることから、自主条例による規制へと派生したことが推察できる。一方で、結婚式場は風適法の対象外であり、パチンコ店の立地規制に関わる自主条例のような自治体独自の立地規制は存在しない。しかし、パチンコ店の立地規制においては、住環境の悪化という視点だけでなく、景観や都市イメージの保全といった視点からの規制を設けている自治体もあった。これを考えると、風適法の対象となるような住環境に影響を与えうる用途だけでなく、景観や都市イメージに対して影響を与えうる用途に対しても、風適法やパチンコ店の立地規制に関わる自主条例のような規制手法の門戸は広げられる可能性があるのではないだろうか。例えば、該当する建物としては本研究が対象としてきた結婚式場建築があって、このほかにもコンビニエンスストアなどが考えられる。コンビニエンスストアも、結婚式場建築と同様にビルディングタイプが固定化しているため、新規出店をめぐる論争はすでに栃木市で発生していた。また、コンビニエンスストアの建物は他業種として再利用されることが多くあり、これらの改修が与える景観への影響も大きい。このような用途における土地利用の視点からの規制を検討することができる。パチンコ店の立地規制に関わる調査から指摘することができる。

土地利用計画と景観計画の一体的運用の必要性

以上のように、景観的 NIMBY 施設に対する規制には、土地利用の視点からの立地規制と景観保全の視点からの誘導があることがわかった。現状として、両者がバラバラに運用されていることも課題と言えよう。特に、景観的な視点からの規制においては、景観計画等による誘導が

主な手法であり、結婚式場建築に関する分析で「調和」という言葉の拡充を指摘したように、今後の強化が必要である。さらに、これに加えて景観保全の視点から土地利用の規制を行うことで、防ぐことができる建築紛争もあると考えられる。両者の一体的運用について、合理的な運用の方向性や制度のあり方を検討すべきであると考ええる。

5．主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

佐藤舞子、松井大輔、全国における結婚式場建築の外観デザインに関する研究-西洋風イメージがもたらす模倣と引用の現状-、日本都市計画学会都市計画報告集 No.17、pp.343-347、査読無、2018

沢畑敏洋、松井大輔、パチンコ店の立地規制に関する条例の策定状況と規制内容-京阪神都市圏の自治体を中心として-、日本都市計画学会学術研究論文集 Vol.52-3、pp.1199-1205、査読有、2017、DOI <https://doi.org/10.11361/journalcpj.52.1199>

〔学会発表〕(計1件)

沢畑敏洋、松井大輔、パチンコ店の立地規制に関する条例の策定状況と規制内容-京阪神都市圏の自治体を中心として-、日本建築学会学術講演梗概集(都市計画)、pp.269-270、査読無、2017

6．研究組織

(1)研究分担者

無し

(2)研究協力者

無し

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。